

(様式 4)

社会福祉法人茂樹会 役員一覧

No.	役職	氏 名	資 格 要 件 ※下記参照	現就任年月日	任期満了日
1	理事長	小林 明 氏	①	令和 7 年 6 月 定時 評議員会の終了後から	令和 9 年 6 月 定時 評議員会の終結まで
2	理事	榎本 恭子 氏	②	同上	同上
3	理事	野原 正子 氏	②	同上	同上
4	理事	岡安 隆 氏	②	同上	同上
5	理事	中田 正憲 氏	③	同上	同上
6	理事	小林 秀樹 氏	③	同上	同上
7	監事	青木 孝 氏	⑤	同上	同上
8	監事	奥貫 文男 氏	④	同上	同上

令和 7 年 6 月 3 0 日現在

※参照

【理事】

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者。
- ② 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実状に通じている者。
- ③ 社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、施設の管理者。

【監事】

- ④ 社会福祉事業について識見を有する者。
- ⑤ 財務管理について識見を有する者。

(様式 4)

社会福祉法人茂樹会 評議員一覧

(任期：令和 7 年 6 月定時評議員会終了後から令和 11 年 6 月定時評議員会の終結の時まで)

No.	役職	氏 名	現就任年月日	任期満了日
1	評議員	内田 喜啓 氏	令和 7 年 6 月定時評議員会 の終了後から	令和 11 年 6 月定時評議員会 の終結まで
2	評議員	戸賀崎 美涼 氏	同上	同上
3	評議員	田中 靖男 氏	同上	同上
4	評議員	中村 幸子 氏	同上	同上
5	評議員	小林 宏守 氏	同上	同上
6	評議員	柿沼 文雄 氏	同上	同上
7	評議員	鈴木 要司 氏	同上	同上
8	評議員	中村 昌三 氏	同上	同上

令和 7 年 6 月 3 0 日現在

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人茂樹会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
 - （2）評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
 - （3）報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
 - （4）費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。
- また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 当法人は、役員及び評議員は無報酬とする。

（費用弁償の支給）

第4条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあつて負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費等（交通費、宿泊費）等を支給することができる。

3 旅費は、実費を支給する。

4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

（兼務役員）

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

（役員の職務証跡）

第6条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書等の作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。